



2015.8.31

ワイン醸造実務ニュース (Oe -5 / 2015)

<ワイン製造 (表示) に関わる告示、およびこれらに関する法令解釈通達、並びに法令解釈通達の一部改正についての意見募集 (パブリックコメント) >

醸造実務ニュースでお知らせしてきましたように、ワインの表示等に関するルールの変更が計画されています。Oe -4 / 2015 までには「告示」に関する意見募集の連絡をしてきましたが、今回はこれらの告示に関し、より実務的な面から詳細を定める「法令解釈通達」についての意見募集開始の連絡です。今まで連絡してきました内容も含めて以下にまとめて記載しておきます。

なお、意見募集の締め切り日は、地理的表示に関する表示基準だけは 9 月 11 日となっています。その他の案件は 9 月 27 日が締め切りです。

これらは、下記の電子政府の総合窓口 (e-Gov) にまとめて掲載されています。

(e-Gov) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100410>

ここに記載されている募集案件番号とその内容を以下に整理しておきます。

現在募集中の案件は以下に関するものです。

1. 酒類の地理的表示に関する表示基準関係

- ① 「酒類の地理的表示に関する表示基準」の告示 (案)

案件番号 410270036

意見募集締め切り 2015 年 9 月 11 日

- ② 同告示に関する表示基準の取扱いについて (法令解釈通達)

案件番号 410270041

意見募集締め切り 2015 年 9 月 27 日

2. 果実酒等の製法品質表示基準 (案) 関係

- ① 「果実酒等の製法品質表示基準」を定める件の告示 (案)

案件番号 410270037

意見募集締め切り 2015 年 27 日

- ② 同告示に関する法令解釈通達の一部改正

案件番号 410270040

意見募集の締め切り 2015 年 9 月 27 日

3. 酒類の表示の基準における重要基準の一部改正 (案)

これは、酒類取引の円滑な運用及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要のあるものを定めたもので、上記の製法品質表示基準および地理的表示に関す



一般社団法人 葡萄酒技術研究会 エノログ部会

Union Japonaise des Enologues

<http://budou.jpn.org/budou/>

る表示基準の制定に伴い改正されるものです。

案件番号 410270038

意見募集締め切り 2015年9月27日

意見の提出方法等は、各サイトに記載された方法に従ってください。

郵便等による場合：〒100-8978 千代田区霞ヶ関 3-1-1

国税庁課税部酒税課地理的表示担当

Fax による場合：Fax 番号 03-3581-4182

インターネットによる場合：e-Gov

問い合わせ先：国税庁課税部酒税課地理的表示担当 Tel 03-3581-4161（内線 3507）

以 上

（文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上）